

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金事業 明和町民生委員システム導入事業仕様書

1. 業務名

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金事業 明和町民生委員システム導入事業

2. 目的

町の民生委員の業務として、各種訪問結果の報告、各種調査の報告、各種申請業務があるが、回数が多く業務も煩雑で負担が大きいこともあり、担い手不足が進んでいる。そのため、民生委員システムによりこうした報告・申請業務をデジタルで行うことで、リアルタイムに訪問結果を町が把握できるとともに業務効率化を進め、来ない窓口の推進及び担い手不足の解消に繋げる。

3. 履行期間

- (1) システム構築委託 契約日から令和6年2月29日まで
- (2) システム運用・保守業務・研修業務 令和6年3月1日～令和8年3月31日

4. 業務構築及び保守運用費

上記業務期間における経費の総額は、合計10,000,000円(税抜)を上限とする。

5. 動作環境

(1) PC

町職員がアクセスする端末は本町既設のもので利用することとする。参考までに、システム利用予定のクライアントPCのスペックを以下に示す。ただし、実際に利用するクライアントPCのバージョン及びスペックは、本稼働までに変更されることがある点に留意すること。

- ・OS : Windows10
- ・CPU : Intel(R)Celeron(R)G4900T CPU@2.90GHz
- ・HDD : 約450GB
- ・メモリ : 4.00G

(2) タブレット端末

利用するタブレット端末については iPad(令和5年7月1日現在の最新世代の1世代前以上)とする。

(3) 台数

システムの利用は、以下の数量を想定しているため、パッケージやアプリケーション等のソフトウェアについて、必要となるライセンス数を準備すること。なお、システムの稼働台数は一定数の増設もあり得るものとする。

- ・PC 5台
- ・タブレット 24台

(4) ネットワーク

インターネット回線に接続して利用できるものとする。

5. システム構築

(1) 全体像

本システムは下記の機能を有することとする。

ア 訪問結果報告機能

訪問結果の報告を行うことができる機能。

イ 申請機能

フォームを活用し、必要項目を選択、入力することで申請を可能とする機能。

ウ 管理機能

ユーザー管理（機能別に操作権限の割り当て）ができる機能。

(2) システム機能要件

各機能における要件は別紙のとおりとする。機能要件書に回答すること。

7. 運用保守

(1) システム運用

受託事業者は、システム運用期間において本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。

ア 提供するシステムは、原則24時間365日稼働することができること。ただし、基本稼働時間は、本町の開庁日にあわせて平日8時30分から17時15分とする。

イ システムのバージョンアップ等のシステム保守作業は、システムの運用に支障のないよう本町と協議の上、実施すること。

ウ ハードウェアにおいては、必要となる性能・容量について予測を行い、十分な性能・容量をあらかじめ確保しておくこと。

エ 使用者にストレスを与えず業務に支障のないレスポンスを提供すること。

オ 性能及び品質が満たされない事象が発生した場合は、速やかに本町へ報告し、協力的かつ速やかに問題の解決を行うこと。

カ 業務主管課からシステムに関する問い合わせ受け付けるための窓口を用意し、障害等や通常業務対応を行うこと。

キ 障害発生時は、受託事業者が窓口となり、障害の原因を特定し復旧作業を実施すること。

(2) システム保守

ア ソフトウェア保守について、軽微な更新はシステムの保守料の範囲内で対応すること。なお、通常の保守では更新できない程度の大幅な変更が必要である場合は、別途協議するものとする。

イ 操作研修及びマニュアル整備について、職員が戸惑うことなくシステム運用を行うため、研修を実施することとする。さらに、人事異動時により新たに担当となった職員への研修等を、本町からの要請によりシステム運用期間も継続して実施すること。なお、システムの操作研修会場は本町で用意するものとする。

ウ システムの操作方法等を解説したマニュアル（オンラインマニュアル可）を提供すること。

(3) 操作説明会

納入後において、操作説明会を導入年度は2回、翌年度、翌々年度は1回開催すること。具体的な説明会日時及び内容は、協議するものとする。

8. セキュリティ要件

本システムの導入に当たり、受託者は明和町情報セキュリティポリシー、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、本町が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、必要な対策を講じること。

(1) アクセス制限

ア 利用者ごとにID・パスワードを発行し、ログイン認証が行えること。

イ グループごとに利用者を設定し、機能・画面ごとの権限設定が可能であること。

(2) 事業者環境

障害時等においてクラウド上にある本町のシステムにアクセスする者は、定期的に情報セキュリティに係る研修を実施しているなど、一定水準の能力が認められる者を選定し、その者のみを運用業務に従事させること。

(3) 通信

端末とサーバ間の通信は、暗号化により第三者から通信が傍受されないような措置が講じられていること。

(4) ウィルス対策、セキュリティパッチ適用等

ア サーバのウィルス対策を継続的に実施し、ウィルスの検知・駆除を適切に行うこと。

イ クライアントのウィルス定義ファイル及びOS、ソフトウェア等に関するセキュリティパッチの適用方法については本町と協議の上決定すること。

(5) ログ管理

- ア 利用者ごとの利用記録（アクセスログ・操作ログ・エラーログ）を記録すること。
- イ 利用者ごとの利用記録を、システム管理者が容易に閲覧できること。
- ウ ログを容易に閲覧できない場合は、本町の要請に応じて、事業者が無償で出力処理を行い、本町に提供すること。
- エ 利用者ごとの利用記録は、1年間以上保存できること。

9. 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- (2) 受注者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持業務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) 上記の規定については、本業務を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- (4) 本業務のため町から提供された情報等については、業務完了後、速やかに町に返還するか、町の指示に従い処理するものとする。
- (5) 本業務の一部を第三者及び代理店等に委託して実施させる場合は、当該者は受注者と同様の秘密保持義務を負うものとする。